

(議決事項)

第1240回経営委員会議案

平成27年6月23日

日本放送協会平成26年度業務報告書について

標記については、別冊のとおり作成したので、定款第13条第1項第1号オの規定に基づき、経営委員会の議決を得たい。

なお、本議案議決のうえは、放送法第72条の規定に基づき、監査委員会の意見書を添えて総務大臣に提出する。

<参考> 関係条文

放送法

(経営委員会の権限等)

第29条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の議決

イ～ニ (略)

ホ 第72条第1項の業務報告書及び第74条第1項に規定する財務諸表

へ～ノ (略)

二 (略)

2・3 (略)

(業務報告書の提出等)

第72条 協会は、毎事業年度の業務報告書を作成し、これに監査委員会の意見書を添え、当該事業年度経過後3箇月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

2 総務大臣は、前項の業務報告書を受領したときは、これに意見を付すとともに同項の監査委員会の意見書を添え、内閣を経て国会に報告しなければならない。

3 協会は、第1項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、同項の書類を、各事務所に備えて置き、総務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

放送法施行規則

(業務報告書の記載事項)

第30条 法第72条の業務報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 事業の概況（協会の沿革、設立根拠法律、主管省庁名、協会が対処すべき課題を含む。）

二 放送番組の概況

三 放送番組に関する世論調査及び研究

四 営業及び受信関係業務の概況

五 視聴者関係業務の概況

六 放送設備の運用及び建設改修の概況

七 放送技術の研究

八 業務組織の概要及び職員の状況

イ 経営委員会、監査委員会及び理事会の概況

ロ 役員の数、氏名、役職、任期及び経歴

ハ 事務所の所在地

ニ 職員数（前事業年度末比増減を含む。）

九 財政の状況（過事業年度に係るものを含む。）

- イ 資本の状況
- ロ 借入先及びその借入金額の状況
- ハ 財政投融资資金、交付金等の状況
- 十 子会社等の概要
 - イ 子会社及び協会又は子会社が他の会社の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社（子会社を除く。第34条第3項第4号において「関連会社」という。）の概況（系統図を含む。）、名称、住所、資本金、事業内容、役員状況（人数及び代表者の氏名）、職員数、協会の持株比率及び協会との関係の内容
 - ロ 協会の業務の一部又は協会の業務に関連する事業を行つている一般社団法人、一般財団法人その他の法人であつて、協会が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えることができるもの（子会社を除く。第34条第3項第4号において「関連公益法人等」という。）の概況（系統図を含む。）、名称、住所、基本財産、事業内容、役員状況（人数及び代表者の氏名）、職員数及び協会との関係の内容
- 十一 その他参考となるべき事項

（業務報告書等の閲覧期間）

第31条 法第72条第3項の総務省令で定める期間は、5年とする。

定 款

（経営委員会の権限等）

第13条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 次に掲げる事項の議決

ア～エ （略）

オ 第57条第1項の業務報告書及び第73条第1項に規定する財務諸表

カ～ハ （略）

(2) （略）

2～4 （略）

（業務報告書の提出等）

第57条 本協会は、毎事業年度の業務報告書を作成し、これに監査委員会の意見書を添え、当該事業年度経過後3箇月以内に総務大臣に提出する。

2 本協会は、前項の規定による提出を行つたときは、遅滞なく、同項の書類を各事務所に備えて置き、5年間、一般の閲覧に供する。